

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山下	栄一 (公明)	陣内	孝雄 (自民)	前川	清成 (民主)
理事	岡田	広 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	松村	龍二 (自民)	谷川	秀善 (自民)	浜四津	敏子 (公明)
理事	築瀬	進 (民主)	若林	正俊 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	木庭	健太郎 (公明)	江田	五月 (民主)	近藤	正道 (社民)
	青木	幹雄 (自民)	千葉	景子 (民主)	扇	千景 (無)
	山東	昭子 (自民)	角田	義一 (民主)		(19. 3. 13 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願22種類239件のうち、2種類38件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 戸籍法の一部を改正する法律案は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真実性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行おうとするものである。委員会においては、「戸籍公開の原則」を改める理由、戸籍謄抄本の不正請求防止策の在り方、第三者の交付請求に対する本人通知制度の必要性、民法第772条の嫡出推定規定の運用問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事関係 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案は、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができる制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るために必要な法整備を行おうとするものである。委員会においては、裁判員制度に対する国民の不安を解消する措置、区分審理の決定を行う要件、区分審理の運営の在り方、裁判員の負担を軽減する方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑法の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものである。委員会においては、危険運転致死傷罪の対象に二輪車も含める必要性、危険運転致死傷罪の適用の在り方、自動車運転による過失致死傷を新たな犯罪類型とする理由、交通事故再発防止策の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

少年法等の一部を改正する法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、いわゆるぐ犯少年に係る事件についての調査の規定の削除、国選付添人の選任の効力の失効に関する規定の削除、少年院に送致可能な年齢の下限設定などの修正が行われた。委員会においては、少年非行の動向、触法少年事件に対する警察官による調査の在り方及び権利保障の必要性、小学生を少年院に送致することの妥当性、遵守事項違反を理由とする少年院送致処分の妥当性、少年犯罪を根絶するための方策、児童相談所及び児童自立支援施設の課題等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、愛光女子学園及び国立武蔵野学院の実情調査、厚生労働委員会との連合審査会の開催を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会より、少年院送致の下限年齢を「おおむね14歳以上」とする等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

更生保護法案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものである。委員会においては、更生保護の目的、更生保護における国の責務の果たし方、仮釈放の審理及び仮釈放許可基準の在り方、遵守事項の定め方及び不良措置適用の在り方、保護観察体制の強化等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備しようとするもので

ある。なお、衆議院において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討等を行う等の規定を追加する修正が行われた。委員会においては、犯罪被害者の刑事裁判への関与の在り方、被害者の参加が被告人や裁判員に与える影響、損害賠償命令制度導入の意義と実効性、訴訟参加及び損害賠償命令の対象事件範囲拡大の必要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、桐蔭学園及び東京地方裁判所の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会より、弁論としての意見陳述からの求刑の除外等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、執行官法の一部を改正する法律案がそれぞれ可決され、いずれも附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月13日、法務行政の基本方針について長勢法務大臣から所信を聴取した。

3月15日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、日本司法支援センターの利用件数及び運営上の課題への取組状況、民法第772条嫡出推定規定の弾力的運用の必要性、裁判員制度の効果的な広報活動の在り方、裁判外紛争解決手続の認証制度の開始に向けた準備状況及び国民への周知徹底の必要性、法教育の充実・普及への取組状況等が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度法務省予算等の審査を行い、死刑の適正な執行、保護司の待遇改善の必要性、更生保護制度改革の取組内容、外国人労働者の受入れ要件の緩和、司法制度改革の理念等について質疑を行った。

6月19日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知恵子君から説明を聴取し、質疑を行った後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

6月19日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知恵子君から説明を聴取し、保護命令の適用対象に同居の交際相手も含める必要性、都道府県による被害者自立支援及び国の補助の必要性、加害者に対する研修制度の必要性、今回の改正案が超党派による草案提出という形にならなかった理由等について質疑を行い、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充するとともに、市町村の基本計画策定の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の緊急時における安全の確保等について定めようとするものである。

(2) 委員会経過

○平成19年3月13日(火)(第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について長勢法務大臣から所信を聴いた。
- 平成19年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について水野法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成19年3月15日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について長勢法務大臣、水野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、築瀬進君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成19年3月20日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十九年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十九年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(裁判所所管及び法務省所管)について長勢法務大臣、水野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君(自民)、前川清成君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)
執行官法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)
以上両案について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月27日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)
執行官法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

以上両案について長勢法務大臣、水野法務副大臣、奥野法務大臣政務官、椎名財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、江田五月君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第18号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第19号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月10日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

(閣法第84号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月12日（木）（第6回）

- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月17日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕関谷勝嗣君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

(閣法第83号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月24日（火）（第8回）

- 戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月26日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について長勢法務大臣

及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、浜四津敏子君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第59号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月8日（火）（第10回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について長勢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴いた。

○平成19年5月15日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君、同大口善徳君、長勢法務大臣、小渕文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、江田五月君（民主）、千葉景子君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年5月17日（木）（第12回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について参考人上智大学大学院法学研究科教授長沼範良君、日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員長黒岩哲彦君、少年犯罪被害当事者の会代表武るり子君及び元国立武蔵野学院長徳地昭男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年5月22日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成19年5月24日（木）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕下田敦子君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成19年5月24日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、松村龍二君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（第164回国会閣法第44号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月29日（火）（第15回）

- 更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）について長勢法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成19年5月31日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）について長勢法務大臣、水野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年6月5日（火）（第17回）

- 更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）について参考人中央大学法学部教授藤本哲也君、九州大学大学院法学研究院教授土井政和君、全国保護司連盟副会長・東京都保護司会連合会会長宮川憲一君及び弁護士・元更生保護のあり方を考える有識者会議委員堀野紀君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年6月7日(木)(第18回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 更生保護法案(閣法第53号)(衆議院送付)について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 千葉景子君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第53号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について長勢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴いた。

○平成19年6月12日(火)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員上川陽子君、同大口善徳君、長勢法務大臣、水野法務副大臣、奥野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 岡田広君(自民)、前川清成君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年6月13日(水)(第20回)

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)(衆議院送付)について参考人東京大学法学部教授大澤裕君、千葉大学大学院専門法務研究科教授後藤弘子君、地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人高橋シズエ君、日本弁護士連合会副会長細田初男君、同志社大学大学院司法研究科教授奥村正雄君、日本弁護士連合会副会長氏家和男君及び弁護士番敦子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人(大澤裕君、後藤弘子君、高橋シズエ君、細田初男君)に対する質疑

[質疑者] 岡田広君(自民)、前川清成君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民)

- ・参考人(奥村正雄君、氏家和男君、番敦子君)に対する質疑

[質疑者] 岡田広君(自民)、築瀬進君(民主)、浜四津敏子君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成19年6月14日（木）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、築瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年6月19日（火）（第22回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第77号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴き、同君、長勢法務大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年7月5日（木）（第23回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1448号外37件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第8号外200件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,637人に、判事補の員数を35人増加し950人に、それぞれ改める。
- 二、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 社会・経済情勢の変化に伴う各種紛争事件の複雑多様化などに対応し、刑事司法の適正な運用に努める等事件の一層の適正・迅速な処理を図るため、裁判所の人的・物的拡充に努めること。
- 二 裁判員制度導入の意義を十分に踏まえ、国民の期待に応える同制度の実施に向けて、国民の参加意識を一層喚起しつつ、司法制度改革の趣旨の周知徹底に努めること。
右決議する。

執行官法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置等を廃止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の支給を廃止する。
- 二、執行吏の身分についての経過措置、金銭の保管等についての暫定措置、臨時の職務の代行についての暫定措置等を廃止する。
- 三、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の廃止にかんがみ、執行官の職務及び報酬制度の特殊性を踏まえ、執行官の執務環境の整備に十分配慮し、事務能率の向上に支障が生じることのないよう努めること。
- 二 近年、ますます拡大・複雑化している執行官の職務の重要性にかんがみ、執行官にふさわしい人材の確保に努めるとともに、専門性強化のための研修の充実等を図ること。
右決議する。

更生保護法案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理・統合

更生保護の基本的な法律が2つに分かれているところ、両法律を貫く更生保護の目的について、犯罪をした者の再犯を防ぎ、非行のある少年の非行をなくし、これらの者が自立し改善更生することを助けることであることを明確化した上で、両法律の内容を整理し、統合する。

二、保護観察における遵守事項の整理及び充実

- 1 遵守事項の法的性質について、違反した場合に仮釈放の取消し等の措置に結び付く法的規範であることを明確化する。
- 2 保護観察を充実強化するため、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、保護観察実施者に対する面接及び生活の実態を示す事実の申告等を義務付け、保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項について、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の定め得る事項の類型を列記する。
- 3 保護観察の実施状況に応じた特別遵守事項の設定・変更・取消しを可能とする。

三、社会復帰のための環境の調整の充実

社会復帰又は保護観察の開始を円滑にするため、仮釈放者・少年院仮退院者については、必要性が認められる場合に必ず生活環境の調整を行うこととし、保護観察付執行猶予者については、保護観察所の長が主導的に生活環境の調整を開始できるようにするとともに、調整の方法・内容を明記する。

四、犯罪被害者等の関与

犯罪被害者等基本計画において、2年以内を目途に実施を求められている施策として、次の制度を導入する。

- 1 仮釈放等の審理において被害者等から意見を聴取する制度
- 2 悔悟の情を深める指導監督を行うため、被害者等の心情等を保護観察中の加害者に伝達する制度

五、その他

- 1 保護観察官と保護司の役割分担に関する規定を整備する。
- 2 この法律は、一部を除いて公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法の運用に当たっては、対象者の改善更生が再犯防止と一体のものとして行われるよう関係機関に周知徹底を図ること。また、更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、その充実強化を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- 二 更生保護の一層の充実を図るため、他の刑事司法機関との連携を強化し、情報の共有化に努めること。また、定住支援、就労支援などの自立更生支援の実効性を一層高めるため、社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化を図ること。
- 三 地方更生保護委員会の委員の任命に当たっては、積極的に民間人、特に、法律、精神医学、社会福祉等の専門家等のうちから男女のバランスにも考慮して登用するよう努めること。
- 四 仮釈放等の判断が適切に行われるよう仮釈放許可基準の見直し等を進め、その審理に当たっては、被害者等の意見が適切に反映されるとともに、そのことによって仮釈放等がいたずらに消極化しないよう十分に配慮すること。また、受刑者本人の仮釈放等への関与の機会の拡大や仮釈放等取消措置前の告知聴聞の機会の保障について引き続き検討を進めること。
- 五 実効性の高い保護観察を実施するために、特に、保護観察官の専門性の一層の強化及び大幅増員、保護観察所運営の改善に努めるとともに、保護司の待遇改善、新たな適任者の確保など保護司制度の一層の充実を努め、保護観察体制の着実な強化を図ること。
- 六 特別遵守事項の設定に当たっては、当該対象者の状況を十分に踏まえた現実に達成可能なものとするよう配慮するとともに、その違反を機械的に不良措置に結び付けることがないように、適正に運用すること。
- 七 満期釈放者や更生保護施設への入所を断られた者等への支援措置の在り方について、引き続き調査・研究を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 保護観察対象者の改善更生を図る上で、更生保護施設の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることにかんがみ、十分な財政措置を含む支援を一層強化するとともに、公的な更生保護施設の設置・運営について調査・研究を進めること。
右決議する。

戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真実性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戸籍謄本等の交付請求ができる場合の見直し

- 1 戸籍に記載されている者等以外の者による交付請求については、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合等戸籍の記載事項を利用する正当な理由

がある場合に制限する。

- 2 戸籍謄本等の交付請求をする者は、運転免許証を提示する方法等により、氏名その他の本人特定事項を明らかにするとともに、請求が代理人等によってされる場合は、代理権限等を明らかにしなければならない。

二、戸籍の記載の真実性を担保するための措置

- 1 婚姻や協議離婚、養子縁組等の届出について、届書を市町村の窓口を持参した者が婚姻等をする本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかった本人に対し婚姻等の届出が受理されたことを通知する。
- 2 1の届出について、届出の本人は、自己が届書を持参したことが確認できない限りその届出を受理しないようあらかじめ市町村長に対し申出をすることができる。

三、制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合の制裁を強化し、過料の制裁を罰金刑の制裁に改める。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 戸籍制度が我が国の社会において、国民の親族的身分関係を登録・公証するという国民に身近な制度であることにかんがみ、特に、本法による戸籍の公開制度の見直し及び戸籍の記載の真実性を担保するための措置について周知徹底を図ること。
- 二 第三者に対する戸籍の謄抄本の交付や運転免許証等を有しない者の本人確認が的確に行われるよう、全国統一的かつ適切な運用に努めること。
- 三 弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。
- 四 本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 五 戸籍事務のコンピュータ化の完成時期に合わせて、個人情報の管理・保護に万全を期し、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うとともに、戸籍に記載すべき情報の在り方についても引き続き調査・研究を行うこと。
- 六 本法の施行状況等を注視しつつ、虚偽の届出を行った者に対する制裁の実効性の確保や第三者による戸籍謄抄本の不正請求防止策について引き続き検討を行い、必要に応じて刑罰等につき見直しをすること。
- 七 本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による被害に伴う諸問題についての対応策を幅広く検討すること。
- 八 民法第772条の運用に関しては、生まれてくる子の立場に配慮し適切な措置を検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、刑事訴訟法の一部改正

1 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設

裁判所は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷の罪等の被害者等から、被告事件の手続への参加の申出がある場合において、相当と認めるときは、当該被害者等の参加を許すものとし、参加を許された者は、原則として公判期日に出席することができるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実又は法律の適用について意見の陳述をすることができる。

2 犯罪被害者等に関する情報の保護

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定をすることができ、この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行う。
- ② 検察官は、証拠開示の際に、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等が被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。

二、民事訴訟法の一部改正

証人尋問及び当事者尋問の際に、付添い、遮へい及びビデオリンクの各措置をとることを認める。

三、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

1 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件の被害者等は、被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができ、当該裁判所は、被告事件について有罪の言渡しをした後、最初の口頭弁論又は審尋の期日において、被告事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として4回以内の期日において審理を行い、決定によりその申立てについての裁判をする。

2 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

- ① 刑事被告事件の被害者等には、原則として、公判記録の閲覧又は謄写を認める。
- ② 同種余罪の被害者等にも、損害賠償請求権の行使のため必要があると認められる場合であって、相当と認められるときは、公判記録の閲覧又は謄写を認める。

四、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討等を行う等の規定を追加する修正がなされた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度は、当事者主義の理念を前提とし、その実施に当たっては、犯罪被害者等の権利利益の保護が十分に図られるとともに、過度の報復感情や重罰化を招くことなく、被告人の権利が適切に保障されるよう、制度の公正かつ適正な運営に配慮すること。
- 二 犯罪被害者等の保護・支援を図るためには国民の理解と協力が必要であることにかんがみ、本法の趣旨及び内容について国民に対して十分な周知を図ること。
- 三 刑事裁判の手續においては、被害者参加人となった者に限らず、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分図られるよう努めること。
- 四 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び損害賠償命令制度の対象となる被告事件の範囲については、本法施行後の制度の実施状況や対象とならない犯罪の被害者等との権衡等を踏まえて検討を行うこと。
- 五 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び裁判員制度の実施時期が近接していることにかんがみ、混乱を生ずることのないよう、万全を期すること。特に、被害者参加人による量刑に係る意見については、裁判員が本制度の趣旨を十分に理解することができるよう配慮すること。
- 六 犯罪被害者等への当該犯罪に係る情報の提供については、その尊厳を踏まえた対応をするとともに、公判記録の閲覧及び謄写の範囲拡大については、当該公判への不当な影響や被告人を含む関係者の名誉・プライバシーの侵害を生ずることのないよう、十分配慮すること。
- 七 犯罪被害者等に対する給付制度の抜本的見直し等、犯罪被害者等の精神的・経済的支援及び被害回復のための施策の充実に努めること。
- 八 犯罪被害者等の支援には多方面の施策が関わってくることから、関係府省庁等は一層緊密に連携し、今後も本法の施行状況、犯罪被害者等の要望、諸外国の犯罪被害者支援政策等を踏まえながら、犯罪被害者等の支援の在り方について引き続き検討を行うこと。
右決議する。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）（先議）

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正

な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷の罪の改正

「四輪以上の自動車」とされている危険運転致死傷罪の対象を「自動車」とし、二輪車もその対象に含める。

二、自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

三、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 自動車運転過失致死傷罪が、自動車の運転上必要な注意を怠る過失行為に基づくものであることにかんがみ、その運用に当たっては、運転行為の悪質性・危険性や発生した結果の重大性など事案の実態に即した適正な処理が行われるよう努めること。また、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲が拡大されたことにかんがみ、その運用に当たっても同様とすること。
- 二 危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑の妥当性については、今後の交通事故の実態や科刑状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うとともに、必要があれば速やかに適切な措置を講ずること。
- 三 悪質・危険な運転行為により死傷事故を起こした者がいわゆる「逃げ得」となるようなことがないよう適正な捜査の遂行に遺憾なきを期するとともに、刑の裁量的免除規定や罰金刑の適用の在り方についても引き続き検討を行い、適切な処理が行われるよう努めること。
- 四 自動車が移動や輸送の日常的な手段となっていることを踏まえ、交通刑務所等の矯正施設における安全運転に資する処遇プログラムの更なる充実を図る等、再犯防止策の一層の充実強化に努めること。
- 五 交通事犯の被害者等に対しては、その事故発生時、捜査段階を含め、被害者等の心情に適切な配慮を行うとともに、必要な情報の提供や支援等が適切に受けられるよう、その保護策の一層の充実に努めること。
- 六 自動車事故に係る処罰規定が複雑化していることを踏まえ、本改正の内容の周知徹底や交通安全の啓発活動等の充実強化を図ること。特に、飲酒運転等の悪質・危険な運転が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。
- 七 自動車事故の防止には、運転者の安全意識のみならず、道路交通環境の整備、自動車の構造改善、運転者の勤務環境の整備、交通安全教育の充実など多面的・総合的に取り

組む必要があることにかんがみ、本改正と併せて関係機関等の更なる連携の強化を図り、必要な施策が一層総合的に推進されるよう努めること。

右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第84号) (先議)

【要旨】

本法律案は、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができる制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るために必要な法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、部分判決制度の創設

裁判員の負担を軽減するため、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、その一部の事件を区分して審理し、部分判決をすることを可能とする制度を創設する。

二、証人尋問等の記録媒体への記録

裁判員裁判における充実した評議等を可能とするため、その審理において、訴訟関係人の尋問及び供述等を映像及び音声の同時記録可能な記録媒体に記録することができることとする。

三、公判調書の整理

裁判員裁判の連日的開廷等に対応するため、公判期日から判決宣告日までの期間が一定の期間に満たない場合の公判調書の整理期限を伸長する。

四、検察審査員の選任手続の整備

検察審査員の資格に関し、現在市町村の選挙管理委員会が行っている欠格事由等に係る資格の有無の判断を検察審査会が行うこととするとともに、検察審査員等の欠格事由及び就職禁止事由を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 裁判員制度の意義、内容、具体的裁判手続等について、国民や企業等に対する周知徹底が十分なされるよう一層努力するとともに、裁判員が刑事裁判に参加しやすくなるよ

う刑事裁判の更なる迅速化とともに有給休暇制度や保育・介護施設等の環境整備の拡充・促進に一層努めること。

二 部分判決制度が、裁判員の負担軽減を図る一方、犯罪の証明又は被告人の防御に支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、その実施に当たっては、裁判員の負担をでき得る限り軽減することを考慮しつつ、個々の区分事件や全体の事件について、被告人の利益が保障され、迅速に真相究明が実現し適正な結論が得られるよう、公正で的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

三 広く国民が刑事裁判の過程に参加し、その感覚を裁判内容により反映させることが裁判員制度の根幹であることを踏まえ、性別、年齢、職種等に偏りのない幅広い層の国民から裁判員が選任されるとともに、裁判員の裁判への関与が形骸化することのないよう、的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

四 併合事件審判においては、裁判員の感覚が十分反映された適正な量刑判断が確保されるよう、区分事件の公判手続の更新が的確に行われるとともに、部分判決の判決書が具体的かつ平易な表現内容で、新たに選任される併合事件審判の裁判員にも理解しやすいものとなるよう、司法関係者に対して周知徹底に努めること。

五 証人尋問等の記録媒体への記録及びその活用については、評議等の充実を確保しつつ、証人等のプライバシーの保護、被害者感情の尊重などを十分勘案した上、適切な運用を行うこと。

六 公判調書の整理期限の伸長については、被告人の防御等に支障を生じさせることのないよう厳格な運用に配慮すること。

七 裁判員制度の円滑な実施のため、国民が主体的かつ積極的に裁判員裁判に参加できるよう、国民の生活実態や参加の障害事由等の精確な把握に努めるとともに、裁判員制度の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。

八 裁判員制度を円滑に実施するため、学校における法教育に加え、職場、地域等を通じて、幅広い層の国民に対する一層の法教育の充実を図るとともに、地方公共団体、日本弁護士連合会等の法律関連職種の諸団体、企業などとの協力体制の充実強化や法教育に関する人的・物的体制の拡充について、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ適切な措置を講ずること。

九 検察審査員等の選定等に際しては、欠格事由等に係る資格の有無について適正な判断を行うとともに、選定手続の遅滞による事件処理の停滞等を招来することのないよう遺漏なきを期すること。

十 裁判員の負担が過大となれば、裁判員制度自体を維持することが不可能になるので、その拘束期間、時間をより短くするような工夫を更に研究すること。

右決議する。

少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、触法少年に係る事件の調査手続の整備

- 1 触法少年の事件について、警察官による任意調査権限を明確化するとともに、押収、捜索及び検証等の強制調査権限を付与する。
- 2 少年及び保護者は、1の任意調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。
- 3 警察官は、調査の結果、触法少年の事件のうち、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当するものについては、事件を児童相談所長に送致しなければならない。
- 4 都道府県知事又は児童相談所長は、一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。

二、少年の保護処分が多様化

おおむね12歳以上14歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分を行うことができる。

三、保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備

- 1 保護観察所の長は、遵守事項を遵守しない保護観察中の者に対し、警告を発することができる。
- 2 保護観察所の長の申請があった場合において、家庭裁判所は、審判の結果、1の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重く、かつ、その保護処分によっては本人の改善更生を図ることができないと認めるときは、新たな保護処分をしなければならない。
- 3 保護観察所及び少年院の長は、保護処分中の少年の保護者に対し指導、助言等ができる。

四、国選付添人制度の導入

- 1 一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができる。
- 2 国選付添人は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときも、その選任の効力は失われない。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、いわゆるぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、少年が審判終局前に釈放されたときの当該事件に選任されていた国選付添人の選任の効力、初等少年院及び医療少年院の収容年齢の下限設定などの修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 触法少年に対する警察官の調査については、一般に被暗示性や被誘導性が強いなどの少年期の特性にかんがみ、特に少年の供述が任意で、かつ、正確なものとなるように配慮する必要があることを関係者に周知徹底すること。また、これら少年に配慮すべき事項等について、児童心理学者等の専門家の意見を踏まえつつ、速やかにその準則を策定すること。
- 二 当委員会における平成18年6月1日付「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進める」としていることにかんがみ、この検討の中で、触法少年に対する警察による質問状況の録音・録画の要否についても、刑事司法手続及び少年審判手続全体との関連の中で検討すること。
- 三 保護観察中の少年の遵守事項違反を理由とする少年院送致等については、保護司や保護観察官と少年との信頼関係を基礎とする保護観察制度の理念を後退させることがないよう、適正な運用に努めること。
- 四 低年齢の少年は、発達段階に応じた個別処遇が必要であることにかんがみ、14歳未満の少年の少年院送致、特に、小学生の少年院送致については、児童自立支援施設との連携を図りながら、受入態勢に万全を期し、教育、情操面において遺漏なきを期すること。
- 五 保護観察制度の実効性を向上させるため、保護観察官の増員を図るとともに、少年の保護事件について適切な経験・能力を有する保護司を確保し、育成するための取組を積極的に推進すること。
- 六 少年非行の防止、抑止のためには、特に、児童福祉的対応の体制強化が緊要であることにかんがみ、児童相談所における児童福祉司等の専門スタッフの増員や専門性の強化、少年非行対策班の設置など必要な人的体制の整備・拡充を進めるとともに、一時保護所の設備の改善・充実を図ること。
- 七 触法少年の中には、虐待を受けたり、発達障害を有するなど医療的ケアが必要な児童が少なくないことにかんがみ、児童自立支援施設において児童が児童精神科医等の専門家による十分な医療的措置を受けられるよう、人的・物的体制の整備・拡充を図ること。
- 八 少年の非行は、家庭、学校、地域社会等の問題が複雑に絡み合っていることを踏まえ、少年非行の防止や非行少年の更生に当たっては、その処遇を担う機関だけではなく、関係諸機関、団体等が有機的に連携し、地域社会と協働した総合的な取組強化を推進すること。

右決議する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参第13号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充するとともに、市町村の基本計画の策定の努力義務、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の緊急時における安全の確保、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令に関する通知等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村基本計画の策定

配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする。

二、配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- 1 市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする。
- 2 配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する。

三、保護命令制度の拡充

1 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときも、裁判所は、保護命令を発する。

2 電話等を禁止する保護命令

裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発する。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 無言電話、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等を行うこと。
- ⑦ 名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送

付等をする事。

3 被害者の親族等への接近禁止命令

① 配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があるため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発する。

② ①の申立ては、被害者の親族等の同意がある場合に限り、することができる。

四、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターに相談等した旨の記載が申立書にあるときは、裁判所は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該配偶者暴力相談支援センターの長に通知する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。